

父子世帯のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

平成 22 年 8 月分の手当から、父子家庭の皆様にも児童扶養手当が支給されます。（平成 22 年 8 月～ 11 月分の手当の振込は同年 12 月になります。）手当を受給するためには申請（認定請求）が必要ですので、支給要件に該当している人は平成 22 年 11 月 30 日までに忘れずに手続きしてください。

児童扶養手当とは？

★父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

★次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が 1 年以上遺棄している子ども、母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

手当額(月額)は？

★受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童一人の場合
全部支給：41,720 円 一部支給：41,710 円～ 9,850 円
- 児童二人以上の加算額
二人目：5,000 円 三人目以降一人につき：3,000 円

父子家庭の方が受給するためには？

★児童扶養手当を受給するには、申請（認定請求）が必要です。

★申請の時期についての取扱いとは以下のとおりです。

- すでに父子家庭としての支給要件に該当している人は、平成 22 年 8 月 1 日より前でも申請ができます。
- 平成 22 年 11 月 30 日までに申請していただくと次の取扱いとなります。

- ・平成 22 年 7 月 31 日までに支給要件に該当している人
→ 11 月 30 日までに申請をすれば 8 月分から支給されます。
 - ・平成 22 年 8 月 1 日以降 11 月 30 日までに支給要件に該当した人
→ 11 月 30 日までに申請すれば要件に該当した日の翌月分から支給されます。

- 11 月 30 日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になりますので、平成 22 年 11 月 30 日までに手続きをしてください。

個々のご家庭が支給要件に該当するかどうか、申請に必要な書類などについては、下記までお問い合わせください

◎問い合わせ先 福祉課 児童家庭係 ☎ 72 - 2111 内線 445